

○議長（高橋伸二君） 二十八番遠藤伸幸君

〔二十八番 遠藤伸幸君登壇〕

○二十八番（遠藤伸幸君） 公明党県議団の遠藤伸幸です。議長のお許しを頂きましたので、大綱四点について一般質問させていただきます。

大綱一点目、地方創生と人口減少対策について伺います。

さきの熊谷一平議員の質問と重複する部分もありますが、改めて質問させていただきます。昨年十二月に政府が公表した地方創生二・〇の基本的な考え方は、これまでの十年間にわたる地方創生の成果と課題を総括した上で、人口減少や東京一極集中が依然続いている現状を踏まえ、若者や女性にも選ばれる楽しい地方の実現を大きな目標として打ち出しました。一方、本県でも、震災復興と併せて地方創生を進めてきましたが、人口減少や若年層の流出、担い手不足などの課題が依然として深刻な状況にあります。そこで伺いますが、これまでの本県における地方創生策をどのように評価し、課題や反省点をどのように整理しておられるのか、その上で、地方創生二・〇が示す新たな方向性を県としてどのように受け止め、今後、人口減少対策や地域経済の活性化をいかに推進していくのか、知事の御所見を伺います。

次に、石破首相が掲げる令和の日本列島改造、すなわち政府機関や企業の本社機能を地方へ移転し、東京一極集中を是正する構想について伺います。

これまでも同様の試みは提唱されながらも、大きな成果を上げられませんでした。コロナ禍を契機とした働き方の変化やデジタル技術の進展を背景に、改めて地方分散の可能性が見直されていると考えます。富山県では県庁内に専門部署を設置し、早々に誘致の準備を進めていると聞いております。地方への政府機関移転は、新たな雇用や消費を創出し、地方創生や地域経済の活性化に寄与すると期待されます。内閣府の政府関係機関の地方移転に関する総括的評価によれば、文化庁が京都に移転した事例では、地元自治体や経済団体との連携強化を通じて、宿泊、飲食、観光など幅広い分野へ好影響が波及しているとしています。政府機関の移転が地方創生の起爆剤となり得ることは十分想定し得ると思います。そこで本県として、政府機関の誘致の意義や効果をどう評価し、今後、具体的にどう取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

また、企業の本社機能移転についても、今こそより踏み込んだ施策が必要ではない

でしょうか。東京二十三区からの地方移転を促す地方拠点強化税制が二〇一五年に導入されましたが、二〇二三年度末時点の全国合計のうち、移転型事業の認定実績は、目標の五百十八件に対し七十件にとどまっています。本県では、この制度を活用して東京二十三区から本社機能を移転した企業は、拡充型事業のうちの一社にすぎません。企業や従業員双方にとって多面的な課題があり、移転を決断しづらい構造的な事情があると考えられます。そこで本県としては、こうした現状をどのように分析し、地方拠点強化税制など既存の優遇措置と併せて、企業の本社機能を呼び込むための総合的な戦略をどのように推進していくのか、知事の御見解を伺います。

さて、地方創生二・〇においては、若者と女性に選ばれる地方の実現が最大の焦点とされています。このうち、若者の定着に向けて、本県でも様々な施策を進めておりますが、大学生や専門学生が卒業後も県内に残る、あるいはUターン就職等を選択する仕組みを一層強化することが喫緊の課題だと考えます。まず、来年度から本格始動する県独自の「ものづくり企業等奨学金返還支援制度」は、卒業後の経済負担を軽減し、県内企業への就職を促す重要な仕組みです。しかし、現時点で認定企業は伸び悩んでおり、多くの学生が利用できる状況とは言いがたいのが現状です。対象企業の拡大や手続の簡素化など、制度の運用改善を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、政府の地方創生移住支援事業において、昨年度から始まった地方就職学生支援事業も、若年層のUIJターン促進策として大きな可能性を持っています。首都圏大学の学生が就職活動する際の交通費補助に加え、来年度からは移住費用への支援が追加されます。本県では今年度、十二市町村が手を挙げていると聞きますが、早期に全県へ拡大し、より多くの学生にアプローチすべきです。県の取組を伺います。

次に、女性が安心して働き続けられる環境づくりについて伺います。

先月開催された「人口戦略フォーラムinみやぎ」では、男性は仕事、女性は家庭といった無意識の偏見、いわゆるアンコンシャス・バイアスが、少子化にも大きく影響するとの議論がありました。仙台市ダイバーシティー推進会議の委員長を務める東北大学の大隅典子副学長は、アンコンシャス・バイアスが強い社会ほど少子化が加速しやすいと警鐘を鳴らしています。女性の社会進出が進むと子供が減るといえるのは誤解であり、先進国の統計では、ジェンダーギャップが小さい国ほど出生率が高く、女性の社会進出

が進む国ほど合計特殊出生率が上昇する傾向があるとのこと。そして、大隅副学長は、深刻化する少子化を止めるには、男性の家事・育児参画が不可欠だと強調されています。こども家庭庁がまとめた子供白書でも、夫の休日の家事・育児時間が六時間以上の場合、第二子以降の出生割合が約八九％に達する一方、夫の家事・育児時間が「なし」の場合は僅か四〇％との調査結果が示されています。こうした観点からも、本県が新年度から開始する男性育児休業取得奨励金制度は意義深い取組だと思います。ただ、育児休業だけでなく、復帰後の時短勤務など、男性が長期にわたって家事・育児に関わるための仕組みも重要です。国では来年度から育児時短取得者への給付金制度を始めますが、県としても、特に男性の時短勤務を支援する独自の補助や奨励金を検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、少子化が進む中、高齢世代が培ってきた豊富な知識や経験を生かす取組がますます重要です。本県では来年度から、みやぎジョブカフェの年齢制限撤廃に踏み切ると伺っておりますが、受入れを広げるだけでは不十分であり、高齢世代の特性やニーズに合わせたきめ細やかな支援と、こうした施策を県民に周知する取組が不可欠です。今後、ジョブカフェでは、高齢世代に対して具体的にどのような支援を行う予定なのか、お示しく下さい。

次に、障害者雇用の促進について伺います。

先日、人手不足に悩む介護や障害福祉業界の経営者からお話を伺いましたが、自閉症など精神障害のある方を雇用しても、短期間で離職に至るケースが多く、障害者雇用率を満たせずにペナルティーを支払っている事業者も多いとのことでした。一方、当の精神障害者の方々からは、介護職員初任者研修などの資格を取得しても就職につながらないという切実な声が寄せられています。県では、亘理町や利府町、大崎市で障害者雇用推進ネットワークを設立し成果を上げていると伺っています。今後は、こうした地域のネットワークづくりと並行して、人手不足に悩む業界団体と連携した啓発活動や成功事例の横展開を図る取組も重要だと考えますがいかがでしょうか、県の御所見をお伺いいたします。

次に、外国人雇用について伺います。

本県では、インドネシアやベトナム、カンボジアなど東南アジア諸国との連携を深

め、技能実習生や特定技能人材の受入れを拡大する一方、中国人労働者の活用については、近年やや重点が薄れた印象があります。しかし、二〇一六年以降のデータによれば、本県で就労する中国人は毎年二十人以上を維持しており、コロナ禍で減少したものの、二〇二四年時点では二千二百十五人と微増に転じています。経済大国となった中国の若者は日本の地方には来ないという先入観があるかもしれませんが、実際は専門的・技術的分野の就労者や留学生アルバイト、永住者など、多様な在留資格の中国人が県内で活躍しています。福岡県の上海事務所が、友好提携を結ぶ中国江蘇省の協力を得て行った調査結果によれば、中国の地方都市の若者は依然として日本で働きたいという意欲が高く、求める賃金水準も想像ほど高くないため、日本企業にとって採用可能な条件が十分に整っているとの報告がありました。本県は中国との交流には長い歴史があります。仙台が魯迅ゆかりの地として中国全土で広く知られていることは、他都市にない歴史的・文化的強みです。更に本県には大連市に海外事務所があり、吉林省とも長年交流を育んできました。大連事務所は今年で設立二十周年を迎えるとのことですが、この節目をきっかけ、中国東北部との連携を今こそ強化してはいかがでしょうか。大連市の所属する遼寧省と吉林省は合わせて約六千六百万人の人口規模があり、高度人材も含め、本県の人手不足を補うポテンシャルを十分に秘めていると思われれます。大連事務所が培ってきた交流の枠組みやノウハウを一層生かし、現地の教育機関や企業、送り出し機関との連携を深めれば、優秀な中国人労働者を安定的に呼び込み、県内産業の活性化に大きく貢献できるのではないのでしょうか、そこで知事にお尋ねします。大連事務所設立二十周年の好機を生かして、中国人材の受入れ拡大へ改めて力を入れるお考えはおありでしょうか、インドネシアやベトナムなどとの連携強化はもちろん重要ですが、中国という大きな労働市場にも再度目を向け、本県の人材確保策をより多角的に展開していくことが求められると考えます。今後、海外事務所や友好都市との結びつきをどう発展させ、県内企業の需要に応えていくのか具体的な方針をお聞かせください。

大綱二点目、アレルギー疾患対策について伺います。

アレルギー疾患は気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど、多岐にわたる慢性疾患であり、我が国では約二人に一人が何らかのアレルギー症状を持つとされています。近年、アレルギー疾患を原因として、医療機関を受診する患者

は増加傾向にあり、宮城県教育委員会の調査によると、食物アレルギーを有する児童生徒の数は、二〇一三年度の六千三百四十九人から二〇二三年度の一万四百九人へと、この十年間で一・六倍に増加しています。国はアレルギー疾患対策の強化に向けて、二〇一四年にアレルギー疾患対策基本法を制定し、二〇一七年にはアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針を策定しました。指針は二〇二二年三月に改正され、一、自治体による自主的・主体的な施策の実施、二、母子保健事業を通じた発症・重症化予防の推進、三、災害時における対応の強化などが盛り込まれました。本県においても現在、宮城県アレルギー疾患対策推進計画の策定が進められていますが、この計画の実効性を高めていくためには、指針改正のポイントを押さえた取組を具体的に推進していく必要があります。そこで、以下六点について県の見解を伺います。

一つ目は、県としての施策の立案・推進する力の向上についてです。公衆衛生に関わる人材を養成する国立保健医療科学院では、二〇二二年度からアレルギー疾患対策を担う都道府県の人材を育成する研修を実施しています。また、厚生労働省でも、都道府県等の担当者が情報交換などを行える会議を開催する方向で検討中です。宮城県でも、これらの研修や会議に積極的に担当職員が参加し、アレルギー疾患対策についての施策を立案・推進する力を磨くべきと思いますが、御所見を伺います。

二つ目は発症予防の推進です。厚生労働省の研究班が昨年四月に発表したアレルギー疾患の疫学調査によれば、ゼロ歳から四歳までのアレルギー疾患の有症率は、食物アレルギーで一〇・三%、気管支ぜんそくで九・〇%、アトピー性皮膚園は一四・〇%に上っており、多くの子育て世代が直面するアレルギー疾患に関する取組は、子育て支援の大きな柱と言えます。基本的な指針では、市町村の保健センター等で実施する両親学級や、乳幼児健診での適切な保健指導や情報提供を求めています。しかし現場では、保健師や栄養士がアレルギー疾患に関する知識を習得する機会が不足しているとの声が多く上がっています。NPO法人アレルギーを考える母の会が、二〇二三年度に全国の保健センターや保健所等を対象に実施したアンケートによれば、保護者からのアレルギー疾患に関する相談が「よくある」「時々ある」との回答が合計で八割を占める一方、アレルギー疾患への取組が業務に位置づけられていないことや、知識不足などから情報提供や指導ができていないという回答も三割に上りました。今後、各市町村における発症

予防の取組を後押しするため、県として保健指導を担う専門職を対象に小児アレルギーをテーマとした研修機会の充実を図っていく必要があると思いますが、県としてどのように取り組むのか、伺います。

三点目として、学校のアレルギー疾患対策についてです。日本学校保健会の二〇二二年度の調査では、市町村教育委員会でアレルギー対応に関する研修を行っていたのは一七・三％にすぎないほか、児童生徒がアナフィラキシーショックを起こした際に、緊急補助治療薬であるエピペンを教職員が投与した割合は約二八％と十年前とほぼ変わらず、緊急時の投与の遅れが懸念される結果でした。二〇二三年度の宮城県の学校給食実施状況によれば、県内公立小中学校五百四十五校中、食物アレルギー対応の校内研修を行った学校は三百六十六校で、うちエピペン研修を実施したのは三百三校でした。今後、校内研修の実施校を更に拡大していくとともに、県内各地での研修会の充実も促していく必要があると思いますが、御所見を伺います。

次に、四点目として都道府県アレルギー疾患医療拠点病院への支援について伺います。アレルギー疾患対策基本法では、アレルギー疾患を有する者が居住する地域にかかわらず、ひとしく適切な医療を受けられるよう医療機関の整備を求めています。本県では、東北大学病院と宮城県立こども病院が拠点病院として指定されており、特に県立こども病院アレルギー科は、東北で唯一、重症患者に対応できる医療機関として東北全域から患者が集まっており、全国的にも小児アレルギー疾患対策の重要な拠点として評価されております。都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割としては、重症や難治性アレルギー疾患患者に対する診療をはじめ、情報提供、人材育成、疫学・臨床研究、その他教育委員会や市町村に対する助言などが求められています。今後、県アレルギー疾患対策推進計画に基づく対策を推進するに当たって、ますます拠点病院の果たす役割が重要になるのは言うまでもありません。診療体制の維持・充実はもちろん、人材育成や県民への啓発活動等に十分に取り組めるよう、県として財政面も含めた支援を充実させていく必要があると思いますが、御所見を伺います。

五点目は、災害時におけるアレルギー疾患患者への支援についてです。本県の避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインにおいては、アレルギー疾患患者は要配慮者に位置づけられております。先日、内閣府が公表した災害用物資・機材等の備蓄状況に

関する調査結果によれば、本県のアレルギー対応食品の備蓄状況は、九十七万三千七百三十四食であり、東京都や愛知県に次ぐ規模の量を備蓄しておりますが、市町村によって偏りがあり、対応食品を全く備蓄していない自治体も散見されます。愛知県では、県及び市町村の備蓄食料の食物アレルギー対応状況について詳細に記した一覧表を毎年度公表し、市町村の取組を促しておりますが、本県でも早期に全市町村でアレルギー対応食品の備蓄がなされるよう取り組んでいく必要があると思いますが、御所見を伺います。

最後に、食品表示制度に対する県民の理解促進について伺います。現在の食品表示制度では、容器包装された加工食品には特定原材料等の表示義務はあるものの、外食やばら売り、量り売りなど容器包装に入らずに販売する中食には表示が義務づけられていません。そのため、外食・中食でアレルギー原因食品を誤って食べてしまう事故が相次いでいます。消費者庁では自主的な対応を促すパンフレットを発行し、注意喚起を促していますが、県としてもアレルギー表示制度の正しい理解を広める取組が今後必要と思いますが、御所見を伺います。

大綱三点目、防災と福祉について伺います。

昨年一月に発生した能登半島地震では、災害関連死が三百人を超え、直接死と合わせて五百三十五人に上る見通しと報じられています。長期にわたる避難生活で高齢者など要配慮者への支援が行き届かず、命を落とす事態が繰り返されることは断じてあってはなりません。国では、災害対策基本法などの改正案を閣議決定し、在宅や車中で避難する方々も含めた福祉サービスを法的に明確化しようとしています。その実効性を高めるには、平時からの要配慮者のニーズを的確に把握し、防災部局と福祉部局が綿密に連携して災害関連死ゼロを目指す体制を築くことが不可欠です。こうした国の動きを踏まえ、県としてはどのように要配慮者保護の仕組みを整備していくのか、お聞かせください。

あわせて、内閣府が公表した全国の市町村の備蓄状況では、段ボールベッドや仮設トイレ、エアコンなどの不足に加え、保管場所や財源面の制約が浮き彫りとなりました。国際的なスファイア基準では、一人当たり三・五平方メートル以上の居住スペースや二十人に一基のトイレ確保などが求められており、国も避難所に関するガイドラインを改定してこの基準を盛り込んでいます。こうした整備水準に近づけるため、国は、新しい地

方経済・生活環境創生交付金の活用を促していますが、県としては備蓄や施設環境をどのように充実させ、市町村間の格差を解消していく方針なのか、お示しく下さい。

次に、視覚障害者への防災情報提供について伺います。

一般的にハザードマップは紙ベースで配布され、危険区域や避難先が地図上に示されます。しかし、これを読むことが困難な視覚障害者の方々にとって、必要な情報を適切なタイミングで得ることが非常に難しいのが実情です。ここに着目して誕生したのが耳で聞くハザードマップです。これはスマートフォンでの位置情報サービスを活用し、現在地から最寄りの避難場所や経路、浸水リスクなどを音声ガイドで案内するアプリです。現在、全国の県や政令市でこの防災アプリの導入が相次いでおり、利用者からは「紙地図では何も分からなかったが、音声ガイドのおかげで避難所までのルートがすぐにイメージできるようになった」など高く評価されています。県内でも、宮城県視覚障害者福祉協会の方々から「紙のハザードマップをもらっても、口頭の説明だけでは具体的に危険箇所や避難経路がつかめず、逃げ遅れの不安を抱えている」という切実な声が上がっております。視覚障害者の逃げ遅れゼロを目指すためにも、県として耳で聞くハザードマップの導入を急ぐ必要があると思います。行政のデジタル化を掲げる宮城県にとって、デジタル技術の活用で防災情報のアクセシビリティを高めることは、真に誰も取り残さない社会づくりに直結します。そこで知事にお尋ねします。本県としても耳で聞くハザードマップを早期に導入し、視覚障害者などの防災環境を充実させていくべきと思いますが、御所見を伺います。

大綱四点目、防犯対策について伺います。

SNSを用いて実行犯を募集する闇バイトをはじめ、匿名・流動型犯罪グループによる強盗や特殊詐欺などの凶悪な犯罪が相次いでいます。政府はこの状況を受け、昨年六月に国民を詐欺から守るための総合対策を策定し、更に十二月には闇バイト緊急対策を取りまとめました。この流れを受け、警察庁は来年度全国の地方警察官を四百七十六人増やすことを決定し、本県も十二人が増員される見込みと承知しております。今回の警察官増員を通じ、本県では、闇バイトやサイバー犯罪などの新たな脅威への対策をどのように強化していく方針なのか、まず伺いたいと思います。

さて、コロナ禍が収まり人出が増える中、仙台市の国分町などの歓楽街では客引き

行為が増加しています。私自身も地元の飲食店や業界団体から、客引きの悪質化が深刻だとの声を直接伺っていますが、料金トラブルや暴力行為の多発が懸念され対応の強化が求められると思います。兵庫県ではA I防犯カメラを活用した客引き抑止策を進めており、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」も防犯対策への活用が推奨されています。そこで伺いますが、県警として国分町における現在の客引きの実態をどのように認識し、今後はどう対策に取り組む方針でしょうか。また、仙台市や商店街、業界団体と協力し、兵庫県のような新技術を生かした対策を検討するお考えはないか、伺います。

最後に、治安情勢の変化に応じた警察施設の運用見直しについて伺います。

人口減少や警察官の人員不足、施設の老朽化への対応、更に闇バイトなど新たな治安課題への対応などで、全国で交番・駐在所の運用見直しや再編が行われています。警察庁は昨年九月に地域警察運営規則を改正し、交番を日勤制にする、駐在所を住み込み型から通勤制へ移行し得るなど、警察活動をより柔軟に運用できる基準を示し、本県においても今年一月に交番・駐在所の最適化の方針が示されたところです。県警においては過去十年の間に駐在所十七か所と交番一か所を廃止し、交番二か所を新設してきた実績があります。更に今後、駐在所十一か所と交番三か所を廃止し、新たに交番四か所を新設する計画であると伺っていますが、地域住民の側からは、長年地域の安全安心を支えてきた拠点が廃止されることへの強い懸念の声が上がっています。とりわけ、仙台市青葉区の桜ヶ丘駐在所の廃止方針をめぐっては、一方的に統廃合が進められるように感じるという声が多く、短期間で四千八百四十五名の反対署名が集まり、駐在所存続期成同盟が結成されるなどの動きに発展しています。桜ヶ丘は保育所から大学までが集まる文教地区で、昼間は約五千三百人の児童生徒、学生が集まります。これまで駐在所の警察官が町内会など地域と密に連携して、顔の見える警察活動を展開し、それが地域住民の安全安心を支える力となってきました。筑波大学の雨宮護准教授らが二〇二一年に発表した「交番・駐在所の廃止と地域住民の犯罪不安」に関する研究によれば、駐在所が減少した地域では、屋外で起こる財産犯を中心に住民の犯罪不安が明確に高まる一方、交番の減少地域では、必ずしも犯罪不安が上昇するわけではないという結果が示されています。研究では、駐在所では警察官が地域と深く密着しており、廃止でつながりが失

われたとき、住民に与える心理的影響が大きいのではないかと考察しており、とりわけ文教地区である桜ヶ丘ではその影響が一層懸念されるところです。そこでお尋ねいたします。桜ヶ丘のように文教地区としての地域性から、昼間の児童・学生数が多く、保護者や地域住民も防犯意識が高い地域では、昨年九月の警察庁規則改正によって認められた、駐在所を通勤制へ移行するといった柔軟な運用を生かすことで、廃止による不安や抑止力の低下を回避しつつ、人員・予算の制約にも応じた警察活動を展開できるのではないのでしょうか。具体的には駐在所を通勤制とし、警察官をシフト制で配置する形であれば、夜間は交番と連携して複数勤務を徹底することが可能ですし、家族が住まなくなることで施設の維持コストを抑え、ある程度の長寿命化が期待できるのではないかと思えます。このような選択肢を住民との対話を通じて検討せず廃止方針を一方的に押しつけるのは、警察に対する住民の信頼感を損ないかねません。県警として桜ヶ丘の地域特性を踏まえた上で、通勤制駐在所などの導入可能性を真摯に検討し、住民との十分な協議を行うお考えがあるのでしょうか。長年培われてきた顔の見える警察活動を継承しつつ、新しい治安維持モデルを構築していくお考えはないのか、県警本部長の御所見を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 遠藤伸幸議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、地方創生と人口減少対策についての御質問にお答えいたします。初めに、地方創生についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、平成二十七年度に宮城県地方創生総合戦略を策定し、これまで企業誘致による質の高い雇用の創出や結婚から妊娠、出産、子育てまでライフステージに応じた切れ目のない支援など、社会増、自然増の両面において部局横断的に力を入れてまいりましたが、人口減少の流れに歯止めをかけるまでには至っておりません。このような中、国の地方創生二・〇については、東京一極集中の是正や若者・女性に選ばれる地域づくりに向けて、首相自らが先頭に立って実現していくという姿勢を示したことに加え、

地方の実情に応じた人口減少対策に活用できる交付金が倍増されたことに對し期待を抱いております。県といたしましては、来年度においても人口減少対策を重点項目の一番目に位置づけ、新たな交付金を活用し、若者や女性の県内就職や働きやすい職場環境づくりなどの取組を積極的に進めていくこととしております。それぞれの地域が活力を維持しながら持続的に発展できるように、様々な主体と連携し、若者や女性に選ばれる地域づくりを全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、政府機関の誘致についての御質問にお答えいたします。

政府関係機関の地方移転は、東京一極集中の是正や、大規模災害時における国の行政機能のリスク分散のみならず、関連産業のイノベーション促進、職員の移住に伴う人口増加や地域の消費拡大など、地域の活性化につながる意義深いものであると考えております。現時点では政府関係機関の移転に関する方針や提案方法、費用負担等について国から示されておりませんが、県といたしましては、国の動向の情報収集に努め、今後、新たな提案募集が行われる際には、関係機関と十分に協議し対応してまいります。

次に、みやぎジョブカフェにおける高齢世代の就労支援についての御質問にお答えいたします。

高齢者の就労は不足する労働人口の確保だけでなく、高齢者の生きがいづくりや、若年者の家事や育児の時間の創出、技術や経験の継承の観点からも重要であると認識しております。県では、県内四か所の「みやぎシゴトサポートセンター」で高齢者の就労支援を行ってまいりましたが、これに加え来年度からは、みやぎジョブカフェにおいても支援対象者の年齢制限を撤廃し、新たに高齢者の就労支援に取り組んでまいります。具体的には、みやぎジョブカフェにキャリアコンサルタントを配置した専門の相談窓口を設け、丁寧にニーズを伺うとともに、就業経験や希望就労先に応じた適切なリスクリングなどの研修を実施してまいります。更に、高齢者向けの合同企業説明会や職場見学会の開催、ハローワークの高齢者専門窓口と連携した県内企業とのマッチングを数多く行うなど、高齢者個々の特性やニーズに応じたきめ細かな支援を行ってまいります。こうしたみやぎジョブカフェにおける新たな支援などについて、高齢者はもとより、県民や県内企業に広く周知し積極的に活用いただくことで、高齢者が生き生きと働ける環境をつくってまいります。

次に、障害者雇用に関する業界団体と連携した啓発活動や成功事例の横展開についての御質問にお答えいたします。

障害者雇用については、障害のある方がその能力を生かして活躍し続けることが大変重要であると認識しております。このため県では、県内各地域において、市町村や企業と連携した障害者雇用推進ネットワークの構築を進めており、先駆的に取り組んだ亘理町では、人材不足に悩む介護事業所がネットワークでの取組をきっかけに、障害者の就労環境を整え雇用を実現するなど、障害者雇用率の向上と人材確保の優良事例を創出しております。また企業の理解促進のためのセミナーや優良企業見学会、マッチングを図るための企業説明会の開催に加え、業種や業態に合わせて、障害者に適した業務の切り出しから採用後の定着までの伴走支援を行うなど、それぞれの課題に応じた様々な支援に取り組んでまいりました。働く意欲のある障害者が職場に定着して活躍し続けるためには、業種や業態に応じた支援が効果的であることから、今後は人手不足に悩む業界団体とも連携し、個々の業界向けのセミナー開催や成功事例の横展開を図る取組を強化することで、一層の障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、防災と福祉についての御質問のうち、災害関連死ゼロを目指すための仕組みの整備についてのお尋ねにお答えいたします。

災害時において被災者の生命を守るためには、防災部局と福祉部局が連携して、高齢者等の要配慮者に対し必要な福祉的支援を行うことは大変重要であると考えております。こうした認識の下、県では要配慮者のニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、県災害対策本部の下に保健医療福祉調整本部を設置する横断的な支援体制の整備を進めてまいりました。今回の災害対策基本法等の改正により、災害時における福祉的支援の法的位置づけが明確化され、災害派遣福祉チーム等による活動の範囲が広がることから、県といたしましては、部局間の連携を強め支援の一層の充実に取り組んでまいります。また、平時からの福祉避難所等の確保、避難行動要支援者個別避難計画の策定と訓練等を通じた計画の実効性向上を図ることが重要であることから、災害時に要配慮者が必要な支援を受けるためのガイドラインを示すとともに、研修会等を通じて他自治体の好事例を紹介するなど、引き続き地域の実情に応じた取組を支援してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、アレルギー疾患対策についての御質問のうち、アレルギー対応食品の備蓄についてのお尋ねにお答えいたします。

備蓄物資の選定に当たっては、アレルギー対策や長期化する避難生活における栄養バランス等について配慮することが重要と考えております。内閣府が昨年十一月に実施した調査では、調査票上のアレルギー対応食品の項目には計上していないものの、アルファ化米などの他の調査項目に計上しているという市町村を含め、ほぼ全ての市町村がアレルギー対応食品を備蓄していることを確認しております。県としましては、避難者それぞれのニーズに配慮した備蓄がなされるよう、引き続き市町村の取組を支援してまいります。

次に、大綱三点目、防災と福祉についての御質問のうち、避難所環境の充実についてのお尋ねにお答えいたします。

避難所における良好な生活環境の確保につきましては、様々な制約があるものの、我が県においても早急に取り組むべき重要な課題であり、特に衛生的なトイレの整備、温かい食事の提供及び快適な睡眠の確保は優先的に取り組むべきものと認識しております。これまで県では、市町村に対して災害備蓄に活用可能な市町村振興総合補助金などの周知を図るとともに、今回、国の「新しい地方経済生活環境創生交付金」の活用を促し、避難所環境の充実を支援したところです。更に、県自ら国の交付金を活用し、各市町村の指定避難所や圏域防災拠点等にラップ式簡易トイレを配備し、災害発生時には被災地域に重点的に再配備することで、避難所における衛生的なトイレ環境の確保を図ることとしております。県としましては、災害時においても避難者が健康維持することができるよう、引き続き市町村及び関係団体と連携し避難所の質の向上に取り組んでまいります。

次に、耳で聞くハザードマップを早期に導入すべきとの御質問にお答えいたします。視覚障害者をはじめとする要配慮者に対し防災に役立つ情報を伝達することは、災害発生時の安全を確保する上で重要な要素の一つであると考えております。県地域防災

計画では、個々の特性に配慮した通信手段の普及に努めることとしており、そのうち視覚障害者への情報伝達については、受信メールを読み上げる携帯電話の普及などを通じて、音声による情報発信の充実に取り組んでまいりました。御提案のありました耳で聞くハザードマップは、様々な災害に関する情報を音声で聞くことができ、視覚障害者に対する情報伝達の有効な手段の一つと捉えております。県としましては、当該アプリの導入について、全国的な動向や課題なども踏まえて検討するとともに、必要に応じて国に対し要望を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱二点目、アレルギー疾患対策についての御質問のうち、アレルギー表示制度についてのお尋ねにお答えいたします。

容器包装に入れられた加工食品等のアレルギー表示については、食品表示法に基づき規定されておりますが、外食等については表示が義務づけられておりません。国においては、食品等事業者と消費者のアレルギー情報の共有不足による誤食等について注意喚起を行っております。県の食の安全安心推進会議においても、外食時のアレルギー表示制度に関する不安について指摘を受けており、県では表示制度に関して、事業者団体機関誌への掲載や、県民を対象とした食の安全安心セミナーの開催など、事業者や消費者への周知に努めてまいりました。今後は、これまでの取組に加え、事業者、消費者それぞれを対象に、例年開催している講習会やSNSなどにおいて、表示制度に関するテーマを追加するなど、正しい理解を広める取組の充実を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、アレルギー疾患対策についての御質問のうち、国の研修や会議への参加についてのお尋ねにお答えいたします。

アレルギー疾患対策を効果的に推進していく上では、担当する職員が研修等を通じて施策を立案し、実行する力を高めていくことが重要であると認識しております。御指

摘のありました、国立保健医療科学院で実施するアレルギー疾患対策従事者研修は、各自治体でのアレルギー疾患対策に中心的な役割を担う保健師等を対象としたものであり、地域医療機関との連携強化と人材育成の能力獲得を目的とした大変有効な内容と考えておりますので、都道府県担当者会議も含め来年度以降の受講・参加について前向きに検討してまいります。

次に、市町村対象の研修機会の充実についての御質問にお答えいたします。

アレルギー疾患の発症・重症化の予防のためには、妊娠中や乳児期から疾患についての正しい知識の普及が必要であり、市町村母子保健事業等の機会を捉えて適切な保健指導を行うことが重要と考えております。県では今年度、健康づくりに関する連携協定締結企業と協力して、アトピー性皮膚炎予防のための「乳幼児・小児のためのスキンケアセミナー」を実施したほか、こども家庭庁などが開催する関係研修について、市町村等に情報提供を行っております。県といたしましては、今後もこうした取組などにより市町村担当者の研修機会の充実を図ってまいります。

次に、拠点病院における支援の充実についての御質問にお答えいたします。

県ではアレルギー疾患医療拠点病院として、東北大学病院と県立こども病院を指定しており、診断が困難な症例等を持つアレルギー疾患患者への治療を行うほか、医療従事者等の人材育成や患者・家族への講習会などを実施しております。現在策定しているアレルギー疾患対策推進計画の中でも、拠点病院を中心とした医療連携体制の構築や研修機会の確保、関係団体と連携した情報提供の実施などに取り組むこととしておりますので、今後、施策を推進していくために必要な支援の在り方について、拠点病院や関係者とともに検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、地方創生と人口減少対策についての御質問のうち、本社機能移転についてのお尋ねにお答えいたします。

本社機能を有する企業は長期にわたる立地が見込め、高度人材の雇用や地元企業との新たなビジネス創出など、地域経済への好影響が期待されます。このため県では、平

成二十七年度の国の地方拠点強化税制の創設に合わせ、みやぎ企業立地奨励金の上乗せ加算制度を設け、本社機能を有する企業の誘致に取り組んできたところです。本社機能の移転は、企業にとって移転先での人材確保や移転費用の負担、既存取引先との関係維持など様々な点から課題があり、全国的にも実現例は多くなく、我が県の実績も二件となっております。しかしながら、制度創設前まで遡ると、トヨタ自動車東日本株式会社や東京エレクトロン宮城株式会社の立地と、それに伴うトヨタ東北株式会社や豊田合成東日本株式会社など、本社機能を有する関連企業の立地は十社に上り、今後、更に一社の立地が見込まれております。製造業においては中核的な企業の立地に伴い、関連企業や本社機能ごと立地する事例が多いことから、引き続き中核的な企業の誘致を柱に取組を進めてまいります。

次に、ものづくり企業奨学金返還支援制度の運用についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、現時点の認定企業数は十一社にとどまっておりますが、本制度の利用促進に向けては、みやぎ工業会や商工会・商工会議所など産業関連団体の会議等を利用し、直接、制度内容を説明するとともに、県内企業への案内を依頼するなど周知に努めてまいりました。また、支援の対象となる企業の認定手続においても、申請書類の作成に係る負担軽減や効率化を図るため、企業パンフレットなど既存資料の活用や、電子申請の活用など利便性の向上に向けた改善を重ねてまいりました。本制度における対象は、ものづくり産業振興に関する県民条例に定義するものづくり産業の企業であり、幅広い企業が対象となりますが、一部の企業からは「現在雇用している従業員との間の待遇格差をどうするか」などといった声も伺っており、申請数が伸び悩む一因だと認識しております。しかしながら、先行するほかの自治体では、企業の理解を得るまでに数年を要している状況もあることから、県としましては必要に応じて運用見直しの検討を行うとともに、引き続き関係団体との意見交換や関心のある企業への丁寧な説明を行うなど、制度の浸透に努め認定企業の拡大を図ってまいります。

次に、地方就職学生支援事業の全県の拡大についての御質問にお答えいたします。

学生や若者のUIJターン就職を促進するには、就職活動に要する交通費や移転費用など、経済的な負担への支援が効果的であると認識しております。このため県ではこ

これまでの交通費補助に加え、来年度からは国の交付金を活用して移転費用も補助することとしております。地方就職学生支援事業は、就職のために市町村に移住した学生に対して当該市町村が移転費等の一部を補助する制度ですが、学生が行う市町村への申請手続が煩雑であることや、市町村が定住状況を五年間確認する必要があるなど、手続面や新たな事務負担に対する課題があったことから、県では制度を所管する内閣府と個別に協議を行い運用の改善を求め、市町村が実施しやすい制度改正にも取り組んでまいりました。今後も手続の更なる簡素化など、国への制度改善を働きかけるとともに、市町村を訪問し本制度の趣旨や効果を丁寧の説明するほか、みやぎジョブカフェ・東京サテライトなどを通じて、より多くの県外学生に活用いただけるよう周知広報に努めてまいります。

次に、男性の時短勤務に対する支援についての御質問にお答えいたします。

女性が安心して働き続けられる環境は、少子化対策にも効果があると考えており、男性が育児休業期間中のみならず、その後も継続的に家事・育児に参画していくことは大変重要であると認識しております。民間の調査によると、育児休業を取得した男性のうち八割を超える方が育児休業後も「家事・育児の参加が継続できている」と回答するなど、育児休業の取得促進は休業期間中に限らず、その後の家事育児参画を促す効果があると考えております。しかしながら、県内の男性の育児休業取得率は約四一％と大変低い状況にあることから、まずは男性の育児休業取得を促進するため、県では来年度新たに「男性育児取得奨励金」を創設することとしております。一方、継続的に家事・育児を担っていただくためには、育児休業終了後の時短勤務を含めた働き方の見直しが必要であり、来年度、国においては男女を問わず時短勤務中の賃金低下を補填する育児時短修業給付金の創設を予定しております。御指摘を踏まえ、特に男性の時短勤務に対する独自の支援について、県及び国の新たな制度の活用状況やその効果をよく検証し、県内企業における働き方改革の進捗状況も注視しながら研究してまいります。

次に、中国人材受入れ拡大等についての御質問にお答えいたします。

現在、県内に在住する中国人の方々については国籍別で最も多く、留学のほか製造業や宿泊業、情報通信業等の様々な分野で活躍いただいております。また、中国本土においても、多くの優秀な若者が学業に励んでいると伺っており、我が県とゆかりのある

吉林省や遼寧省大連市においても、六十を超える大学で日本語学部を有していることから、将来的に我が県で即戦力として貢献いただける可能性が高いものと認識しております。このことから県といたしましては、外国人材の活用を目的とした外国人材マッチング支援を実施する中で、中国人留学生の県内定着や中国から県内への就職を促すため、御指摘のありました大連事務所を活用した県内企業とのマッチングについて検討してまいります。また、これまで交流を深めてまいりました吉林省や遼寧省大連市関係者の御協力を賜りながら、改めて県内企業の魅力を中国の若者にお伝えし、県内で多くの勤勉な中国の若者が活躍いただけるよう、県としても取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、アレルギー疾患対策についての御質問のうち、学校でのアレルギー疾患対策についてのお尋ねにお答えいたします。

小中学校において、アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンを処方されている児童生徒は増加傾向にあり、個々の児童生徒の実態に応じた事前準備や、万が一に備えた適切な対応が大変重要であると認識しております。県教育委員会では、食物アレルギーの事故防止のため、学校給食等における食物アレルギー対応ガイド等を市町村教育委員会や各学校に配布するとともに、県内全ての小中高等学校等の担当者を対象に、エピペン練習用トレーナーを用いた実践的な対応研修を毎年開催し、学校における適切な対応を指導しているところですが、小中学校での校内研修の実施率は約七割にとどまっております。県教育委員会としましては、アレルギーは既往歴がなくても学校で初めて発症するケースもあることから、食物アレルギー研修会の動画をいつでもオンデマンドで活用できるようにすること等により、校内研修を徹底させるなど、引き続き市町村教育委員会と連携し、学校におけるアレルギー対応の充実に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱四点目、防犯対策についての御質問のうち、警察官

増員を通じた闇バイトや匿名・流動型犯罪グループによる犯罪などへの対策についてのお尋ねにお答えいたします。

匿名・流動型犯罪グループによる犯罪やサイバー犯罪に的確に対処するため、警察庁において全国で地方警察官四百七十六人の増員を行い、そのうち十二人が我が県に措置されることとなりました。県警察においては、来年度以降、この増員分の採用を行い、組織犯罪対策部門を中心に体制を強化し、特殊詐欺等に係る全国警察との連合捜査、匿名・流動型犯罪グループの実態解明と壊滅に向けた取締りを強化するとともに、いわゆる闇バイトへの関与や特殊詐欺等の被害防止活動を強力に推進することとしております。更にサイバー犯罪対策に係る体制を強化し、警察署等への捜査支援等による取締りの強化、サイバー防犯ボランティアとの協働による違法有害情報の削除を一層推進するなど、サイバー空間の脅威に的確に対処してまいります。

次に、国分町における客引き実態への認識と今後の対策、AI防犯カメラを活用した対策についての御質問にお答えいたします。

国分町地区については、コロナ禍の収束による人流の回復に伴い、客引きが増加傾向にあると認識しております。県警察では、国分町地区の風俗営業店に対する立入りを推進しているほか、客引きグループ等の実態解明などを行う専従体制を構築し、風俗営業の許可取消しなどのほか、暴力団関与の客引きグループを検挙しております。今後も客引きの取締りを強化するとともに、仙台市や地域の関係団体と協働した各種広報啓発活動を行ってまいります。また、AI防犯カメラを活用した客引き対策については、兵庫県における実証実験の検証結果も参考にしていきたいと考えております。

次に、桜ヶ丘の地域特性を踏まえた通勤生駐在所の検討などについての御質問にお答えいたします。

県警察では、限りある警察力を最大限発揮するため、交番・駐在所を含めた組織の最適化に取り組んでおり、桜ヶ丘駐在所についても施設の老朽化や活動時間の限界などを考慮し、二十四時間体制の交番に警察力を集中させることが治安維持上最適と判断しております。このような組織の最適化によって、全国的に刑法犯認知件数が増加している状況に反し、宮城県は減少に転じたほか、人身交通事故も減少を続けております。また、県民に不安を与えている特殊詐欺の犯行拠点を複数摘発するなど、組織の最適化が

治安向上に寄与したものと認識しております。なお、桜ヶ丘駐在所の課題は、通勤制への移行で解決するものではない一方で、統合後は当面、駐在所庁舎を警察署連絡所として存続させ、住民の心理的影響への配慮を行ってまいります。引き続き地域住民の不安を払拭するため丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十八番遠藤伸幸君

○二十八番（遠藤伸幸君） 御答弁ありがとうございます。様々前向きな御答弁を頂戴してありがとうございます。耳で聞くハザードマップにつきまして再質問させていただきます。これは県の視覚障害者福祉協会からも、早期導入を求める要望書が出ております。答弁ですと全国的な動向も踏まえて検討して、場合によっては国にも要望していくと。確かに国のほうで、いわゆるユニバーサルサービスとしてやるのがいいのかもしれないですけども、耳で聞くハザードマップにつきましては、県または政令市がサービス代などの利用料を負担すれば使えるようになるということで、今年度は熊本県や石川県など五県三政令市で導入されて、来年度は東京や千葉、静岡など十二都県十政令市まで拡大されるという予定で、十政令市には仙台市も含まれていると、つまり本県では仙台市だけで使えるサービスになるということですが、やはりこういったサービスは、県全域で使えるようにすべきではないかというふうに思っております。三年前に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されましたけれども、この法律では、障害者が「障害者でない者」と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」「地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする」「全ての障害者が、デジタル技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得できるようにする」という基本理念が定められておりました。地方公共団体にはこの基本理念ののっとりって施策を実施する責務が課せられているということで、この法律の理念を実現するためにも、ぜひ早期に、この耳で聞くハザードマップを導入していただきたいのですが、知事の御所見を伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 御提案のありましたアプリですけれども、まだ実際、私、見たり触ったりしてないので、職員から報告を聞いただけであります。したがって、まだ詳

しいこと分かりません。仙台市が入れるということなので、仙台市が導入いたしましたら一体どういうものか見せてほしいというふうに、昨日、職員のほうには指示をしているところでございます。今の段階で言えることは、御提案のアプリはスマートフォンで、現在地等の気象情報、それから災害リスク、最寄りの避難場所までの案内など、音声で聞くことができるという点では非常に有効であります。視覚障害者の避難行動に当たりましては、個別避難計画に基づく支援が必要でございますので、それをどのように組合せたほうがいいのかということも、しっかり考えていかなければならないということでありました。増えてきたとはいえ、導入している県がそんなに多いという状況まで至っておりますので、まずは仙台市が導入するということでありまして、ちよつと状況を見させていただきたいなというふうに思います。私自身が一回手に取ってどういものなのか見させてもらって、そして、どういうやり方が一番いいのかということを一回よく検討させていただきたいというふうに思います。その後に、改めて御返答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 二十八番遠藤伸幸君

○二十八番（遠藤伸幸君） 今でもすぐ使えますので、ぜひ使ってみただけであればというふうに思いますし、視覚障害者にとっては日常的にも使えるサービスで、いわゆる外出先の防災情報が分かるので非常に安心して外出することができるといふ、非常に障害者の日常的な安心を確保するアプリでもあるということ、ぜひ早期に導入してほしいということでしたので、ぜひ前向きに御検討いただければ、よろしく願いをいたします。以上をもって質問とさせていただきます。

御答弁大変ありがとうございました。